

○日本育英会旅費規程

昭和25年 3月31日

達第119号

改正 昭和25年 5月17日達第125号
昭和32年 3月 1日達第261号
昭和37年 3月31日達第389号
昭和38年 3月30日達第423号
昭和40年 1月 1日達第464号
昭和41年 3月28日達第483号
昭和41年 4月30日達第494号
昭和44年 6月 3日達第540号
昭和45年 6月23日達第562号
昭和48年10月13日達第611号
昭和50年12月16日達第650号
昭和45年 4月10日達第696号
昭和59年 8月31日達第768号
平成 2年 5月 7日達第839号

日本育英会旅費規程

第1条 日本育英会の役員，評議員および職員（支部の職員を除く。以下同じ。）等が会務により旅行するときは，この規程により旅費を支給する。

第2条 旅費は，鉄道賃，船賃，航空賃，車賃，日当，宿泊料，移転料，着後手当および扶養親族移転料とする。

第3条 旅費は，最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の計算による。ただし，会務の都合または天災その他やむを得ない事由により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難い場合においては，その現によつた経路および方法によつて計算する。

第4条 旅費計算上の旅行日数は会務のために要した日数による。ただし，会務のため出張地に滞在した日数および途中天災その他やむを得ない事由により要した日数を除くほか鉄道旅行にあつては400キロメートル，水路旅行にあつては200キロメートル，陸路旅行にあつては50キロメートルにつき1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

② 前項ただし書の場合において，1日未満の端数を生じたときは，これを1日とする。

第5条 鉄道旅行には鉄道賃，水路旅行には船賃，航空旅行には航空賃，陸路旅行には車賃を支給する。

② 陸路旅行とは陸上の旅行であつて，鉄道によらないものをいう。

第6条 鉄道賃および船賃は別表第1号表により，航空賃は実費により，車賃，日当および宿泊料は別表第2号表により，これを支給する。

② 航空賃は用務の性質上、会長が特に必要と認めた場合に限り支給する。

第7条 同一地域（旅行の目的地である市、町、村または都の特別区の区域）に滞在する場合の旅行であつて、当該滞在期間がその地域に到着した日の翌日から起算して30日をこえるときにおけるそのこえる日数に対する日当および宿泊料の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより支給する。

(1) 滞在期間が30日をこえるときは、別表第2号表に掲げる定額の9割に相当する額

(2) 滞在期間が60日をこえるときは、別表第2号表に掲げる定額の8割に相当する額

第8条 職員が転勤を命ぜられ、その赴任に伴い住所または居所を移転する場合には、移転料および着後手当を支給する。

② 移転料は、別表第3号表により支給する。

③ 着後手当は、別表第2号表に掲げる日当定額（以下「日当定額」という。）の5日分および赴任に伴い住所または居所を移転した地における別表第2号表に掲げる宿泊料定額（以下「宿泊料定額」という。）の5夜分に相当する額を支給する。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に定めるところにより支給する。

(1) 新在勤地に到着後直ちに本会の宿舎（仮宿舎を除く。）または自宅に入る場合には、日当定額の2日分および宿泊料定額の2夜分に相当する額

(2) 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合には、日当定額の3日分および宿泊料定額の3夜分に相当する額

第9条 職員の赴任に伴い扶養親族を旧在勤地から新在勤地へ移転させる場合には扶養親族移転料を支給する。

② 扶養親族移転料は、別表第4号表により支給する。

③ 第1項に規定する扶養親族とは、職員の配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

第10条 この規程に定めるもののほか、旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律の例による。

附 則

この規程は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則（昭和25年5月17日達第125号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和25年4月1日以後の旅行から適用する。

附 則（昭和32年3月1日達第261号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年3月31日達第389号）

この改正規程は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年3月30日達第423号）

この改正規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年1月1日達第464号）

この改正規程は、昭和40年1月1日から施行し、昭和39年12月17日から適用する。

附 則（昭和41年3月28日達第483号）

この改正規程は、昭和41年3月28日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年4月30日達第494号）

この改正規程は、昭和41年4月30日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年6月3日達第540号）

この改正規程は、昭和44年6月3日から施行し、昭和44年5月10日から適用する。

附 則（昭和45年6月23日達第562号）

- 1 この改正規程は、昭和45年6月23日から施行し、昭和45年4月17日から適用する。
- 2 改正後の規程は、昭和45年4月17日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年10月13日達第611号）

この改正規程は、昭和48年10月13日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年12月16日達第650号）

- 1 この改正規程は、昭和50年12月16日から施行する。
- 2 改正後の規程は、昭和50年11月7日（以下「適用日」という。）前に出発し、かつ、適用日以後に完了する旅行のうち適用日以後の期間に対応する分および適用日以後に出発する旅行から適用し、適用日前に出発した旅行のうちの適用日前の期間に対応する分および適用日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年4月10日達第696号）

この改正規程は、昭和54年4月10日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年8月31日達第768号）

この改正規程は、昭和59年8月31日から施行し、昭和59年8月7日から適用する。

附 則（平成2年5月7日達第839号）

- 1 この規程は、平成2年5月7日から施行する。
- 2 この規程による改正後の日本育英会旅費規程（以下「改正後の規程」という。）及び日本育英会支部旅費規程（以下「改正後の支部規程」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成2年4月1日（以下「実施日」という。）以後に完了する旅行について適用し、実施日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第2号表の規定（着後手当に係る部分を除く。）及び改正後の支部規程別表第2号表の規定は、実施日以後に出発する旅行及び実施日前に出発し、かつ、実施日以後に完了する旅行のうち実施日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち実施日前の期間に対応する分及び実施日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表

第1号表

区分		支給運賃
鉄道賃	役員，評議員	運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には，1等の運賃
	職員	運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には，2等の運賃
船賃	役員，評議員	1 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には，上級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には，上級の運賃
	1等級以下6等級以上の職員	1 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には，中級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には，下級の運賃
	7等級の職員	1 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には，下級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には，下級の運賃

備考

- 1 運賃の等級を設けない線路もしくは船舶による場合においては，その乗車もしくは乗船に要する運賃による。
- 2 鉄道賃には通行税を，船賃には通行税，はしけ賃およびさん橋賃を含むものとする。
- 3 特別急行列車を運行する線路による旅行で，片道100キロメートル以上のものにあつては，本表または第1号に規定する運賃のほか，その乗車に要する急行料金を支給する。
- 4 急行列車または準急行列車を運行する線路による旅行で，片道50キロメートル以上のものにあつては，本表または第1号に規定する運賃のほか，その乗車に要する急行料金を支給する。
- 5 役員または評議員が第1号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には，同号に規定する運賃ならびに第3号または第4号に規定する急行料金のほか，特別車両料金を支給する。
- 6 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には，本表または第1号に規定する運賃，第4号に規定する急行料金および前号に規定する特別車両料金のほか，座席指定料金を支給する。
- 7 前号の座席指定料金は，普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り，支給する。
- 8 役員または評議員が第1号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するも

のを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃のほか、特別船室料金を支給する。

- 9 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、本表および第1号に規定する運賃ならびに前号に規定する料金のほか、座席指定料金を支給する。

第2号表

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	
			甲地方	乙地方
会長又は理事長	37円	3,300円	16,500円	14,900円
理事, 監事又は評議員	37円	3,000円	14,800円	13,300円
2等級以上の職員	37円	2,600円	13,100円	11,800円
3等級又は4等級の職員	37円	2,200円	10,900円	9,800円
5等級以下の職員	37円	1,700円	8,700円	7,800円

備考

- 1 車賃は本表に定める定額によりこれを支給する。ただし、特別の事情により定額の車賃をもつて、その実費を支弁し難い場合においては、実費を支給することができる。
- 2 車賃は鉄道または船舶の便がある区間の旅行については、これを支給しない。ただし、用務の性質上鉄道または船舶により難い場合においては、この限りでない。
- 3 車賃は路程を通計してこれを算出する。路程の通計上1料未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 日当は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じてこれを支給する。
- 5 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満または陸路25キロメートル未満の旅行にあつては、会務の都合により宿泊した場合のほかその日当は定額の2分の1に相当する金額とする。
- 6 鉄道、水路または陸路にわたる旅行にあつては鉄道は4キロメートル、水路は2キロメートルをもつて陸路1キロメートルとみなして前号の規定を適用する。
- 7 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち大蔵省令で定める地域ならびにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とはその他の地域をいう。
- 8 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 9 水路旅行には宿泊料を支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により上陸宿泊した場合は、この限りでない。

第3号表

移転料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満
2等級以上の職員	円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000	円 328,000
3等級の職員	円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000
4等級以下の職員	円 93,000	円 107,000	円 132,000	円 163,000	円 216,000	円 227,000	円 243,000

備考

- 1 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた本表に定める定額により支給する。
- 2 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- 3 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）を支給する。
- 4 前号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が移転した際の移転料の定額と異なるときは、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 5 会務の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には第3号に規定する期間を延長することができる。

第4号表

扶養親族移転料

扶養親族	扶養親族移転料
12才以上の者	その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃および車賃の全額ならびに日当、宿泊料および着後手当の3分の2に相当する額
12才未満6才以上の者	上欄に規定する額の2分の1に相当する額
6才未満の者	その移転の際における職員相当の日当、宿泊料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6才未満の者を3人以上随伴するときは、

2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃および船賃の2分の1に相当する額を加算する。
--

備考

- 1 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い、本表に定める額の合計額を支給する。
- 2 前号の規定に該当する場合を除くほか赴任の際扶養親族を移転する場合または赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号の規定に準じて計算した額を支給する。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について本表の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。
- 3 本表の規定により日当、宿泊料および着後手当を計算する場合において、円位未満の端数を生じたときは、切り捨てる。
- 4 赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなす。